

税 の お 知 ら せ

問合 税務課市民税G ☎55-9263

令和8年度市・県民税の主な変更点

給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が10万円引き上げられ、65万円(改正前55万円)となりました。給与収入が190万円以下の場合は、給与収入から65万円を差し引いた額が給与所得となります(給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額は変更ありません)。

扶養親族等の所得要件の改正

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

特定親族特別控除の創設

特定親族特別控除が創設され、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(配偶者および青色事業専従者等を除く)で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に所得控除の適用を受けられます。控除額は、親族等の所得に応じて右記の額となります。

住宅ローン控除の拡充の延長

子育て世帯等(19歳未満の扶養親族を有する世帯)または若者夫婦世帯(自身もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の世帯)が令和6年に入居した場合に借入限度額を上乗せする措置について、令和7年に入居した場合にも延長されました。



▲国土交通省
ホームページ

控除の種類	所得要件等	所得要件等の金額 (給与収入のみの場合の収入金額)	
		改正前	改正後
配偶者控除、 扶養控除	同一生計配偶者 および扶養親族 の合計所得金額	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
ひとり親控除	ひとり親の「生計 を一にする子」の 総所得金額等	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
勤労学生控除	勤労学生の合計 所得金額	75万円 (130万円)	85万円 (150万円)
雑損控除	雑損控除の適用 を認められる親族 の総所得金額等	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
家内労働者等の 必要経費の特例	必要経費に算入す る最低保障額	55万円	65万円

親族等の合計所得金額 (給与収入のみの場合の収入金額)	特定親族 特別控除額
58万円超95万円以下 (123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円

個人市・県民税(個人住民税)、森林環境税の特別徴収推進

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税、森林環境税を特別徴収していただくこととなっています。

特別徴収の対象となる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ①退職者(退職予定者を含む)
- ②2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ③毎月の給与支給額が少なく、個人市・県民税、森林環境税を特別徴収しきれない方
- ④給与が毎月支給されていない(不定期な)方

確定申告書、市・県民税申告書は自分で作成して提出しましょう!

市では毎年、所得(所得税、市・県民税)の申告受付会場を開設しますが、会場内の混雑緩和のため、今年度も完全予約制で行います。予約方法の詳細等については、決まり次第、市政のひろば等でお知らせします。予約数に限りがあるため、自宅で作成して提出いただくことをおすすめします。

所得税の確定申告をする方

スマートフォンやパソコンによる自宅からの電子申告または税務署への郵送提出をお願いします。作成内容や提出方法は、税務署へ問い合わせください。

市・県民税の申告をする方

市・県民税の税額試算と申告書作成が、市ホームページでできます(令和8年1月下旬予定)。作成した申告書を印刷して氏名などを記入し、添付資料を同封すれば、郵送等で申告できます。

問合 **所得税** 津島税務署 ☎26-2161 **市・県民税** 税務課市民税G ☎55-9263

地球温暖化対策 デコ活アクション・まずはココから

ID 344298536 問合せ 生活環境課環境保全G ☎55-9368

市では、2024年2月、市民や事業者と力を合わせてゼロカーボンシティを実現するため、2050年までにエネルギー起源二酸化炭素(CO₂)の排出量の実質ゼロを目指すことを表明しました。

脱炭素の実現には、家庭や暮らしの分野でも大幅なCO₂の削減が必要とされており、日常の暮らしの中で行動変容・ライフスタイルの転換が欠かせません。

脱炭素につながり、今の生活をより豊かにする「デコ活」を実践してみましょう。

デコ活アクション



分類	アクション	サポート情報
デ 電気も省エネ断熱住宅	電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む	①うちエコ診断
コ こだわる楽しさエコグッズ	LED・省エネ家電などを選ぶ	省エネ製品買換ナビゲーション②「しんきゅうさん」
カ 感謝の心 食べ残しゼロ	食品の食べ切り、食材の使い切り	食品ロスマッチングサービス③「もったいない津島byタバスケ」
ツ つながるオフィステレワーク	どこでもつながれば、そこが仕事場に	

デコ活は、ライフスタイルに合わせて、無理なく楽しく取り組めるものです。わたしたちができることを「あいち脱炭素ライフNAVI」で探してみませんか。



普段からできる省エネ行動

- 冷暖房は、服装や空気の流れを調節して、適切な室温管理をしましょう。
- 使わない照明、電化製品、OA機器はこまめに消しましょう。
- 移動は、公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- 自動車の運転は、急発進・急加速を避け、エコドライブに努めましょう。
- 自動車を購入するときは、エコカー（EV・PHV・FCV）を選択しましょう。

①うちエコ診断	②しんきゅうさん	③もったいない津島 byタバスケ
<p>家庭で使用した電気・ガスの情報をもとに、CO₂排出量を簡単にチェックできます。ライフスタイルに合わせた具体的な改善対策や光熱費の節約・CO₂削減の効果を確認できます。</p> 	<p>家電を買い換えるときに、購入予定および使用中の製品の情報を入力すると、新旧製品の年間の消費電力量・電気代・CO₂排出量の比較ができます。</p> 	<p>津島市内の食品を取り扱う協力店が出品する消費期限・賞味期限の近づいた食品、規格外品などを割引価格で購入できる予約システムです。</p> <p>ID 949944066</p>

犬のフン放置に警告！ イエローチョーク作戦

ID 434702037
問合せ 生活環境課環境保全G ☎55-9368



「イエローチョーク作戦」は、地域の住民が主体となって取り組む犬のフン放置対策です。フン害に悩む地域に監視の目があることを飼い主に認識していただくことで、マナーの向上、フン放置の防止を目指します。

どんな活動をするの？

- ①道路上に放置された犬のフンの周囲をイエローチョークを用いて丸で囲みます。
- ②フンの横に発見日時を記入します。
- ③日または時間を変えてフンの状況を再度確認した際に、そのままフンが放置されていたときは確認した日時を、フンが除去されていたときは確認した日時とともに「なし」と記入します。

※①～③の行動を1週間続けます。

申込

イエローチョーク作戦実施届出書を問い合わせ先へ提出し、下記の使用物品を受け取ります。

- イエローチョーク作戦実施マニュアル
- イエローチョーク(1件につき2本)

イエローチョーク作戦実施例



注意事項

市民の皆さんによるボランティア活動です。許可なく私有地や他人の管理地には書かないください。

障害者週間

12月3日(水)～9日(火)

問合 福祉課福祉G

☎24-1115 ㊟24-1138

広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、平成16年6月の障害者基本法の改正により設定されました。

障がいのある人もない人も、同じ社会の一員として、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を作るため、障がいや障がいのある人のことを知り、身近なこととして考えてみませんか。

障がいの種類

大きく分類して3種類の障がいがあります。

身体障がい

生まれつき、または事故や病気などの理由により視覚や聴覚、手足、心臓や腎臓などの内臓の機能に支障が生じる状態

知的障がい

判断力や理解力などの認知機能に遅れが生じていたり、人や環境になじみにくいなど社会生活が困難な状態

精神障がい

統合失調症やうつ病など精神の病気により、様々な精神症状や行動の異常が現れる状態

障がいのある人にかかわるマーク



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。



聴覚障害者標識

聴覚に障がいのある人が運転する車に表示するマークです。



耳マーク

聴覚に障がいのある人がコミュニケーションを円滑にするため制定されたマークです。



ヒアリングループマーク

補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すマークです。



手話マーク

手話でのコミュニケーションを円滑にするため策定されたマークです。



筆談マーク

筆談が必要な人がコミュニケーションを円滑にするため策定されたマークです。



盲人を表示する国際マーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げて、SOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという普及啓発シンボルマークです。



障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。



障がい者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。



ハートプラスマーク

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障がいのある人を表しています。

以下のマークは福祉課で配布しています



ヘルプマーク

義足等を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。1人1個まで配布しています。



ヘルプカード

障がいのある方等が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時に、周囲の配慮や手助けをお願いするためのカードです。市ホームページからのダウンロードも可能です。